

新居浜市公共下水道公共柵設置要項

(趣旨)

第1条 この要項は、排水設備の整備及び水洗便所の普及促進を図るため、市が予算の範囲内で宅地内に公共下水道汚水柵(以下「公共柵」という。)を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象とする宅地)

第2条 この要項の規定の対象となる宅地は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。ただし、市長が公益上特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 公共下水道事業計画区域内にある宅地もしくは公共下水道事業計画区域に隣接する宅地であり、かつ、市が管理する汚水管を布設している公道に接道していること。
- (2) 現地踏査の結果、公共柵の設置が可能であると確認できること。ただし、開削工法による公共柵設置が可能である場合に限り対象とする。

2 前項の規定にかかわらず、この要項の施行の日以後、都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定による開発行為により新たに設置された私道及び建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により新たに位置の指定を受けた私道、および2以上の家屋等が共有で使用する進入路については、この要項の規定は適用しない。

(設置の要件)

第3条 宅地に公共柵を設置する場合は、次に掲げる要件を満たさなければならない。ただし、市長が公益上特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 建築物のない土地については、新規の家屋等の建築が確実に行われること。
- (2) 既存家屋等については、公共柵設置工事完了後速やかに、水洗便所への改造(くみ取便所、し尿浄化槽の廃止等)を含む排水設備工事を行うことが明らかであること。

(公共柵の設置)

第4条 公共柵の設置条件は次に定めるところによる。

- (1) 公共柵は、1敷地当たり1個設置するものとする。
- (2) 公共柵は、民有地内の官民境界付近に設置するものとし、公共柵の中心までの距離は1mを限度とする。

(設置申請条件)

第5条 宅地への公共柵の設置を申請しようとする者は、公共柵設置申請書に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 公共樹の設置の申請は、様式1号によるものとする。
- (2) 公共樹の設置を申請しようとする者は、公共下水道への放流予定日まで3ヶ月以上の余裕をもって、申請を行うこと。公共下水道への放流予定日が申請日から3ヶ月に満たない公共樹設置申請については、受付を行わない。なお、国道、県道等の占用許可が必要となる場合については、占用協議に時間を要するため、余裕をもって、申請を行うこと。
- (3) 公共樹設置申請書の受付は、当該年度の1月15日を最終とする。当該年度の1月15日が営業日以外の場合は、直前の営業日をもって最終とする。

(完成後の所有権)

第6条 この要項に基づき設置した公共樹の所有権は、新居浜市に帰属するものとする。

(委任)

第7条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要項は、平成25年4月1日から施行する。